

整備基準等（防災、防犯に関すること）

（防災備蓄倉庫の設置）……協議先：危機管理課

- 1 戸数が100戸以上の宅地開発事業等を行う場合、学校教育法第1条に規定する学校であって延べ面積が4,000平方メートルを超えるもの又は定員が30人以上の特別養護老人ホーム及びこれに類する施設の建築を目的とした宅地開発事業等を行う場合は、次の基準により、防災資器材を収納する施設（以下「防災備蓄倉庫」という。）を設置するものとする。
 - (1) 計画戸数が100戸以上400戸未満の場合 倉庫の有効面積が14平方メートル以上であって、かつ、室内の高さが2.1メートル以上であること。
 - (2) 計画戸数が400戸以上の場合 倉庫の有効面積が28平方メートル以上であって、かつ、室内の高さが2.1メートル以上であること。
 - (3) 学校又は特別養護老人ホーム等の場合 倉庫の有効面積が3平方メートル以上であって、かつ、室内の高さが2.1メートル以上であること。
- 2 前項の規定により設置した防災備蓄倉庫の管理は、当該事業者が行うものとする。
- 3 集合住宅以外の住宅に係る宅地開発事業等を行う場合については、第1項の規定にかかわらず、防災備蓄倉庫の設置を同項当該各号に定める有効面積を有する平屋建ての倉庫の建築が可能な広さを有する土地の確保に代えることができる。
- 4 前項の規定により整備された土地は、市に帰属するものとする。ただし、事業者が自ら管理する場合は、この限りでない。

（防災無線通信設備等の設置）……協議先：危機管理課

- ・ 戸数が100戸以上の集合住宅の建築をする場合又は住宅以外の建築物の建築を目的とした延べ面積1,000平方メートル以上の宅地開発事業等を行う場合は、次の基準により、防災無線通信を行うための設備等を設置するものとする。ただし、倉庫等人の利用が少ない建築物の建築を目的とした宅地開発事業等を行うときは、この限りでない。
 - (1) 戸数が100戸以上の集合住宅を建築する場合は、防災無線設備のための

基礎及び電源供給設備並びに配管設備を設置すること。

- (2) 住宅以外の建築物の建築を目的とした延べ面積1,000平方メートル以上の宅地開発事業等を行う場合は、当該施設の管理を行う場所に個別受信機を設置すること。

(受水槽緊急遮断装置の設置) ……協議先：危機管理課

- ・ 上水道の用に供する貯水槽（以下「受水槽」という。）を設置する宅地開発事業等を行う場合は、次の基準により、災害時において受水槽内の水道水の流出及び受水槽内への汚水の流入を防止するための緊急遮断の機能を有する装置を設置するものとする。
 - (1) 当該受水槽に感震機能の付いた遮断弁を設置することとする。ただし、これに代わる機能を有する施設であると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (2) 受水槽には、水栓を5個以上設置するものとする。

(安全で安心なまちづくりの推進のための環境の整備) ……協議先：市民安全課

- ・ 宅地開発事業を行うに当たっては、浦安市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の理念に基づき、犯罪の機会を減少させるために、当該開発地内及び当該予定建築物又は当該建築物の必要とされる部分に防犯上の見通しの確保、防犯灯の設置、防犯用カメラの設置、施錠装置の工夫等により、環境を整備するものとする。